

○ 「司法警察職員捜査書類基本書式例」の全部改正について

平成12年3月30日最高検企第56号次長検事依命通達 検事長、検事正あ  
て

改正	平成18年	5月22日	最高検企第	91号
	平成18年	9月6日	最高検企第	162号
	平成20年	6月27日	最高検企第	278号
	平成24年	3月16日	最高検企第	130号
	平成24年	6月14日	最高検企第	310号
	平成24年	6月27日	最高検企第	349号
	平成28年	10月19日	最高検企第	299号
	平成28年	11月30日	最高検企第	338号

「司法警察職員捜査書類基本書式例」の全部改正について

裁判所の事件に関する記録その他の書類が日本工業規格A列4番左横書きとなることに伴い、昭和36年6月1日付け最高検指示第1号検事総長指示「司法警察職員捜査書類基本書式例」（以下「基本書式例」という。）の全部が別添1のとおり改正され、平成13年1月1日から施行されることとなったが、改正後の基本書式例の主な改正点及び運用上の注意事項等は下記のとおりであるから、その適切な運用を図られたい。

なお、警察庁長官等に対し、別添2のとおり上記指示の伝達方を依頼済みである。おって、本件については、法務省、最高裁判所及び警察庁と協議済みである。

記

第1 主な改正点及び運用上の注意事項

1 全般的事項

(1) 用紙規格

用紙は日本工業規格A列4番とし、原則として、用紙の裏面及び同A列3番は、OA機器への対応を考慮して使用しないこととする。

(2) 形式

書式は、左横書き形式にするとともに、既に一部改正により左横書き形式となっている書式についても、字句の修正を行った。

また、書式を作成するに当たっては、書式の体裁及びとじ代等を考慮し、おおむね次の余白（マージン）を設けることとする。

上端25mm、下端20mm、左端30mm、右端20mm

(3) 文体

公用文の文体は、原則として「である」体（常体）を用いることとされているので常体を原則とした。ただし、捜査関係機関以外に対する書類については、「ます」体（敬体）を用いることとした。

#### (4) 作成名義

各書式の作成名義は、旧書式においては警察における運用を考慮して制定されていたが、他の機関の運用と異なることもあるので、刑事訴訟法に定めるものとした。

#### (5) 書式

##### ア 書式の維持

書式は、原則として基本書式例に示したものを維持することとする。ただし、下記(6)に列記した書式を除き、基本書式例の各項目欄は、事案により記載内容に長短があるため、単に必要な記載事項を列記するにとどめたものもあるので、必要に応じ、適宜の項目以下を継続した書式として作成することは差し支えない。

##### イ 書式の継続用紙

旧書式において継続用紙が制定されていたものは、様式第35号「押収品目録交付書」のみであるが、様式第21号「任意提出書」等についても証拠物の量などによっては継続用紙が必要であるところ、捜査機関において適宜本書式に準じた様式を作成し処理している実情にあるので、「押収品目録交付書」の継続用紙を廃止した上、その他の書式についても継続用紙は制定しないこととした。

##### ウ 供述調書

供述調書は、司法警察職員等が作成する刑事訴訟記録の中核をなす重要な公文書であることにかんがみ、外形的にもその信用性を確保するため、あらかじめ官側において印刷管理している一定の様式の用紙を用いる必要があること及び訴訟記録につづり込んだ場合に供述調書の所在位置を明瞭にするため、供述調書の中央下部に捜査機関名及び右縁下部に黒表示を設けることとした。なお、継続用紙における黒表示は省略しても差し支えないこととする。

また、供述調書をOA機器により作成する場合には、おおむね次の書式によることとする。

文字サイズ	12ポイント	字体	MS明朝体
枠組み内の一行文字数	35字	同行数	23行

##### エ 黒表示及び赤表示の規格

供述調書及び弁解録取書の黒表示並びに証拠品関係書類の赤表示は、用紙の右縁下部に、おおむね縦40mm、幅5mmの大きさとする。

#### (6) 枠組み及び罫線

一部書式を除き、手書きによる作成を考慮し、枠組み及び罫線を設けた。ただし、OA機器により作成する場合等は、次に掲げる書式を除き、枠組み及び罫線を省略することができることとする。

ア 供述調書及び弁解録取書（様式第6, 7, 8, 9, 19号）

【理由】 OA機器により作成する場合であっても、供述部分を明確に区分するため、枠組みは省略することはできないこととする。

イ 送致（付）書等（様式第50, 53, 54, 55, 57号）

【理由】 記載事項を明確にするとともに、一覧性を確保するため。

ウ 目録関係書類等（様式第21, 22, 23, 33, 35, 36, 37, 38, 39, 51, 52号）

【理由】 書類又は証拠物の品名、数量等を特定させ、一覧性を確保するため。

#### (7) 様式番号の整理

旧書式の様式第20号が削除されているので、様式第21号を様式第20号に改め、様式第22号から様式第59号までを1号ずつ繰り上げた。

#### (8) 注意書き

書類作成上の注意書き以外の「捜査手続に関する注意書き」は、書類作成時には必要ないので削除した。

### 2 個別的事項

各書式の個別的な改正部分は、別添3のとおりです。

## 第2 経過措置

今次の様式改正に伴う用紙の継続的使用等の経過措置は、訴訟書類中に日本工業規格A列及び同B列の書式例が混在する期間を極力短くするため設けないこととする。ただし、押収物に付ける荷札及びレッテル、押収物を入れる袋並びに押収の貨幣を入れる封筒（様式第34号の1～7）は、改正前の様式による用紙が残存している場合には、様式番号等に適宜修正を加え使用して差し支えないこととする。

## 第3 少年事件簡易送致書、米国駐留軍関係者の犯罪事件簡易送致書及び国連軍関係者の犯罪事件簡易送致書（以下「簡易送致書」という。）の制定

### 1 従来簡易送致書の制定通達

少年事件簡易送致書の様式は、昭和25年7月20日付け最高検日記秘庶第1097号検事総長通達「送致手続の特例に関する件」によって、米国駐留軍関係者の犯罪事件簡易送致書は、同28年10月28日付け最高検日記公安一秘第107号・秘解除検事総長通達「米国駐留軍関係者の犯罪事件の送致手続の特例に関する件」によって、国連軍関係者の犯罪事件簡易送致書は、同28年10月29日付け最高検日記公安一秘第117号・秘解除検事総長通達「国連軍関係者の犯罪事件の送致手続の特例に関する件」によって、同24年9月

24日付け最高検日記秘調第1079号「司法警察職員捜査書類様式例」（以下「旧様式例」という。）の追加様式として、それぞれ「少年事件簡易送致書（様式第48号の2）」、「米国駐留軍関係者の犯罪事件簡易送致書（様式第48号の3）」、「国連軍関係者の犯罪事件簡易送致書（様式第48号の4）」が制定されたものである。その後、旧様式例は、基本書式例が制定されたことに伴い廃止されたものの、旧様式例に追加制定されていた簡易送致書については、以後も存続させることとされたものである。

## 2 簡易送致書の制定方法

簡易送致書は、旧様式例に追加様式として制定されたものであるが、既に廃止されている旧様式例として維持させておくことは相当でなく、また、簡易送致書は基本書式の特例であるので基本書式例に取り入れることも相当でない。したがって、簡易送致書は、旧様式例及び基本書式例とは独立した様式として定めることとした。

## 第4 書式の廃止

基本書式例が制定された際、次の書式が存続されていたが、それぞれ次の理由により廃止することとする。なお、廃止について、今回の改正書式（案）の照会と併せて、警察庁、最高裁判所、海上保安庁、法務省刑事局及び高・地検に照会しましたが、いずれも支障はない旨回答を得ています。

### 1 「移動警察並びに警乗警察に対する書式特例」

本書式は、司法警察職員が、交通機関に乗車又は乗船して職務に従事する場合の捜査書類として定められたものであるが、近年における使用実績がなく、存置する必要性がない。

### 2 「非常書式特例」

本書式は、集団犯罪の現行犯人を同時に多数逮捕した場合の捜査書類として定められたものであるが、上記理由により存置する必要性がない。

別添1～別添3（省略）

別 冊

司法警察職員搜查書類基本書式例

## 第1 書式例取扱要領

- 1 司法警察職員がその職務執行に関して書類を作成するときは、他に特別の定めのある場合を除き、様式第1号から第61号までによって作成すること。ただし、第2号「鑑定囑託書」、第20号「指定書」、第21号「任意提出書」、第36号から第39号まで「所有権放棄書、電磁的記録に係る権利放棄書、還付請書、交付請書、複写電磁的記録請書、仮還付請書、保管請書」、第47号「捜査囑託書」及び第48号「捜査関係事項照会書」は、共通の様式を使用することが取扱者相互の便宜であることを考慮して定めたものであって、必ずしもこれによることを要しない。
- 2 被告事件について領置、捜索、差押え、検証、実況見分等の職務を行い、書類を作成する場合には、様式第22号「領置調書(甲)」、第23号「領置調書(乙)」、第25号「捜索調書(甲)」、第26号「捜索調書(乙)」、第28号から第32号まで「捜索証明書、差押調書(甲)、記録命令付差押調書、差押調書(乙)、捜索差押調書(甲)、捜索差押調書(乙)」、第39号から第41号まで「保管請書、検証調書(甲)、検証調書(乙)」及び第44号から第46号まで「身体検査調書(甲)、身体検査調書(乙)、実況見分調書」の「被疑者」及び「被疑事件」の字句をそれぞれ「被告人」及び「被告事件」と訂正し、また、裁判所の命令により捜索、差押状の執行をした場合には、第25号、第29号、第29号の2及び第31号の「許可状」字句から「許可」の2字を削除する等適宜訂正して使用すること。
- 3 送致(付)記録は、おおむね次の順序によってつづり、逮捕状及び遅延事由報告書は、送致記録の末尾に添付すること。
  - (1) 送致(付)書
  - (2) 証拠金品総目録
  - (3) 書類目録
  - (4) 証拠書類等送致記録は、つづりこみの順を追って証拠書類ごとに最初の頁の右上欄外に書類番号を記入した上、同番号を書類目録の書類番号欄に記載すること。
- 4 数名を同一送致(付)書によって送致(付)する場合において、被疑者中既に他の犯罪事実で送致(付)したものがあつた場合には、様式第53号「送致(付)書」及び第55号「少年事件送致(付)書」中、罪名、罰条及び被疑者の氏名以外の各欄の記載事項で、前の送致(付)書の記載と重複する事項の記載を省略して使用することができる。この場合には、「関連する事件につき被疑者の氏名、逃走中、取調中、送致未送致の別、送致年月日等」欄に、前に送致(付)した事

件の主任検察官名を記載すること。

- 5 書類に記載すべき官公職の表示は、刑事訴訟法第189条第1項の規定による司法警察職員については、所属警察官公署及び司法警察員又は司法巡査の区別のほか、階級名により（ただし、司法巡査については、階級名を省略することができる。）、刑事訴訟法第190条の規定による司法警察職員については、所属官公署及び司法警察員又は司法巡査の区別にほか、職名によること。

なお、司法警察職員が援助若しくは協力の要求により、その所属官公署以外の官公署の管理の下に司法警察の職務を行う場合には、前記に定める表示の上に、「〇〇（名称）警察署に応援派遣された」等の字句を記載して、その旨を明らかにすること。

- 6 在留カード又は特別永住者証明書を所持している外国人の前科照会をする場合は、様式第49号「前科照会書」の余白に、「在留カード又は特別永住者証明書、番号」を付記すること。

## 第2 書式例

様式第1号	検視調書
様式第2号	鑑定嘱託書
様式第3号	鑑定処分許可請求書
様式第4号	鑑定留置請求書
様式第5号	鑑定留置期間延長・短縮請求書
様式第6号	告訴（取消）・発（取消）調書
様式第7号	自首調書
様式第8号	供述調書（甲）
様式第9号	供述調書（乙）
様式第10号	証人尋問請求方連絡書
様式第11号	逮捕状請求書（甲）
様式第12号	引致場所変更請求書
様式第13号	通常逮捕手続書（甲）
様式第14号	通常逮捕手続書（乙）
様式第15号	緊急逮捕手続書
様式第16号	逮捕状請求書（乙）
様式第17号	現行犯人逮捕手続書（甲）
様式第18号	現行犯人逮捕手続書（乙）
様式第19号	弁解録取書
様式第20号	指定書
様式第21号	任意提出書

様式第 2 2 号	領置調書 (甲)
様式第 2 3 号	領置調書 (乙)
様式第 2 4 号	捜索・差押・検証許可状請求書
様式第 2 4 号の 2	記録命令付差押許可状請求書
様式第 2 5 号	捜索調書 (甲)
様式第 2 6 号	捜索調書 (乙)
様式第 2 7 号	被疑者捜索調書
様式第 2 8 号	捜索証明書
様式第 2 9 号	差押調書 (甲)
様式第 2 9 号の 2	記録命令付差押調書
様式第 3 0 号	差押調書 (乙)
様式第 3 1 号	捜索差押調書 (甲)
様式第 3 2 号	捜索差押調書 (乙)
様式第 3 3 号	押収品目録
様式第 3 4 号の 1	押収物につける荷札
様式第 3 4 号の 2	押収物につけるレッテル (大)
様式第 3 4 号の 3	押収物につけるレッテル (小)
様式第 3 4 号の 4	押収物を入れる袋 (大)
様式第 3 4 号の 5	押収物を入れる袋 (中)
様式第 3 4 号の 6	押収物を入れる袋 (小)
様式第 3 4 号の 7	押収の貨幣を入れる封筒
様式第 3 5 号	押収品目録交付書
様式第 3 6 号	所有権放棄書
様式第 3 6 号の 2	電磁的記録に係る権利放棄書
様式第 3 7 号	還付請書
様式第 3 7 号の 2	交付請書
様式第 3 7 号の 3	複写電磁的記録請書
様式第 3 8 号	仮還付請書
様式第 3 9 号	保管請書
様式第 4 0 号	検証調書 (甲)
様式第 4 1 号	検証調書 (乙)
様式第 4 2 号	身体検査令状請求書
様式第 4 3 号	過料処分等請求書
様式第 4 4 号	身体検査調書 (甲)
様式第 4 5 号	身体検査調書 (乙)



様式第46号	実況見分調書
様式第47号	捜査嘱託書
様式第48号	捜査関係事項照会書
様式第49号	前科照会書
様式第50号	身上調査照会書
様式第51号	証拠金品総目録
様式第52号	書類目録
様式第53号	送致(付)書
様式第54号	追送致(付)書
様式第55号	少年事件送致(付)書
様式第56号	遅延事由報告書
様式第57号	関係書類追送書
様式第58号	収容状
様式第59号	保全要請書
様式第60号	保全要請期間延長通知書
様式第61号	保全要請取消書

# 検 視 調 書

年 月 日

警 察 署  
司法警察員

㊦

本職は、年 月 日 検察庁 検察官  
の指揮により、下記のとおり変死者又は変死の疑いのある死体の検視をした。

## 記

### 1 申告者

住居，職業，氏名，年齢

申告年月日時 年 月 日 午 時 分

申告の要旨（発見者，発見の日時，場所及びその状況）

### 2 死者

住居，職業，氏名，年齢，性別（不詳のときは，人相，体格，推定年齢，特徴，着衣等）

推定される死亡年月日時，場所及びその状況

検視時の死体の状況

所持金品

### 3 医師

住居，氏名

検案の結果による意見

### 4 検視者

検視の日時

年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで

検視の場所

判断及びその理由

死体及び所持金品の措置

### 5 備考

(注意) 1 検視に引き続き検証が行われたときは，検察官の指示を受けて検視調書の作成を省略することができる。  
2 必要があるときは，写真，図面等を添付すること。

# 鑑 定 嘱 託 書

年 月 日

殿

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
下記事項の鑑定を嘱託します。

記

嘱 託 事 項

# 鑑定処分許可請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

司法警察員

印

下記被疑者に対する 被疑事件につき、鑑定を  
囑託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名

( 歳)

鑑定を囑託した年月日

年 月 日

鑑定囑託事項

犯罪事実の要旨

記

1 被疑者の氏名

年 月 日 生 ( 歳)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体、  
解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

(注意) 被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。

(用紙 日本工業規格A4)

# 鑑定留置請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

司法警察員

㊟

次の被疑者に対する 被疑事件につき、 鑑定の  
ため被疑者を下記の場所に留置する処分を請求する。

被疑者

氏 名

年 齢 年 月 日生（ 歳） 性別

職 業

住 居

健康状態

記

1 留置の場所

2 留置を必要とする期間

年 月 日から 年 月 日 午 時 分まで

3 被疑者に弁護人があるときは、その氏名

4 鑑定の目的

5 鑑定人の職業及び氏名

6 鑑定を囑託した年月日

年 月 日

7 被疑事実の要旨

（注意） 被疑者の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被疑者を特定するに足りる事項で指定すること。

鑑 定 留 置 期 間 **延 長 短 縮** 請 求 書

年 月 日

裁 判 所  
裁 判 官 殿

警 察 署  
司 法 警 察 員

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
下記のとおり留置の期間を **延長短縮** されたい。

記

- 1 留 置 の 日  
年 月 日
- 2 留 置 の 場 所
- 3 定められた期間  
終 期 年 月 日 午 時 分 まで
- 4 延長又は短縮を求める期間  
終 期 年 月 日 午 時 分 まで
- 5 延長又は短縮を必要とする事由

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本工業規格A4)

告 調 書	
住 居	( 電話 )
職 業	( 電話 )
氏 名	
年 月 日生 ( 歳 )	
上記の者は, 年 月 日	
において, 本職に対し, 事件につき, 次のとおり	
供述して告 した。	
【親告罪の告訴調書において明らかにすべき記載事項例】	
1 告訴事実	
2 犯人との関係	
3 告訴権の有無	
4 代理人による告訴については, 代理権の有無	
5 告訴人が犯人を知った年月日	
6 処罰を求める意思の有無	
【本調書の結びの記載は, 次の書式による。】	
印	
以上のとおり録取して読み聞かせたところ, 誤りのないことを申し立て署名 印した。	
前 同 日	
警 察 署	
司法警察員 印	

○ ○ ○ 警 察

- (注意) 1 口頭による告訴, 告発又はその取消しのあったときに作成すること。  
 2 書面によりこれを受けた場合に調書を作成する必要があるときは, 供述調書 (乙) を使用すること。

自 首 調 書	
本 籍	
住 居	(電話 )
職 業	(電話 )
氏 名	
	年 月 日生 ( 歳)
上記の者は,	年 月 日
において, 本職に対し,	事件につき, 次のとおり供述
して自首した。	
【自首調書において明らかにすべき記載事項例】	
1	自首の年月日時
2	自首した犯罪事実
3	被害者との関係
4	自首するに至った動機
【自首調書の結びの記載は, 次の書式による。】	
	印
以上のとおり録取して読み聞かせたところ, 誤りのないことを申し立て署名	印した。
前 同 日	
警 察 署	
司法警察員	
印	

○ ○ ○ 警 察

(注意) 口頭による自首を受けたときに作成すること。

(用紙 日本工業規格A4)

黒  
刷  
り



<b>供 述 調 書</b>	
本 籍	
住 居	(電話 )
職 業	(電話 )
氏 名	
	年 月 日生 ( 歳)
上記の者に対する	被疑事件につき, 年
月 日	において, 本職は,
あらかじめ被疑者に対し, 自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げて取り調べたところ, 任意次のおり供述した。	
【第 1 回供述調書記載例】	
1	出生地は
2	位記, 勲章, 年金は
3	前科は
以下犯罪事実, その他学歴, 経歴, 資産, 家族, 現に係属中の事件, 前科の	
執行状況, 外国人である場合は, 外国人登録年月日, 登録市区町村, 登録番号	
等に関する供述を, 事案により適宜の順序に記載すること。	
【供述調書の結びの記載は, 次の書式による。】	
Ⓜ	
以上のおり録取して読み聞かせたところ, 誤りのないことを申し立て署名 印した。	
前 同 日	
警 察 署	
司 法	
Ⓜ	

○ ○ ○ 警 察

<b>供 述 調 書</b>	
住 居	(電話 )
職 業	(電話 )
氏 名	
年 月 日生 ( 歳)	
上記の者は, 年 月 日	
において, 本職に対し, 任意次のおり供述した。	
1	
【供述調書の結びの記載は, 次の書式による。】	
Ⓜ	
以上のおり録取して読み聞かせたところ, 誤りのないことを申し立て署名 印した。	
前 同 日	
警 察 署	
司 法 Ⓜ	

○ ○ ○ 警 察

黒 刷 り

## 証人尋問請求方連絡書

年 月 日

検 察 庁

検 察 官

殿

警 察 署

司 法

印

次の者に対して、下記被疑事件につき、刑事訴訟法第 条に基づく証人尋問請求をされたく連絡する。

氏 名

年 齢

年 月 日生 ( 歳)

職 業

住 居

記

- 1 被 疑 者
- 2 罪 名
- 3 被疑者に弁護人があるときは、その氏名
- 4 刑事訴訟法第226条又は第227条に規定する事由
- 5 証明すべき事実
- 6 尋問事項又は証人が証言すべき事項
- 7 犯罪事実の要旨

(注意) 被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。

(用紙 日本工業規格A4)

# 逮捕状請求書（甲）

年 月 日

裁判所  
裁判官 殿

警察署

刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員

㊟

下記被疑者に対し、被疑事件につき、  
逮捕状の発付を請求する。

## 記

- 被疑者  
氏 名  
年 齢 年 月 日生（ 歳）  
職 業  
住 居
- 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 引致すべき官公署又はその他の場所
- 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
- 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
- 被疑者の逮捕を必要とする事由
- 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
- 30万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
- 被疑事実の要旨

## 引致場所変更請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員

印

下記被疑者に対する 被疑事件につき、  
さきに発せられた逮捕状について引致場所の変更を請求する。

記

1 被疑者

氏 名

年 齢

年 月 日生 ( 歳)

職 業

住 居

2 新たな引致場所

3 引致場所の変更を必要とする理由

4 逮捕状が数通発せられているときは、その数

(注意) 1 謄本1通を添付すること。  
2 逮捕状を添付すること。

(用紙 日本工業規格A4)

## 通常逮捕手続書(甲)

下記被疑者に対する 被疑事件につき, 年 月  
日付け 裁判所 裁判官 の発した逮捕状  
を被疑者に示して逮捕した手続は, 次のとおりである。

### 記

- 1 被疑者の住居, 職業, 氏名, 年齢
- 2 逮捕の年月日時  
年 月 日 午 時 分
- 3 逮捕の場所
- 4 逮捕時の状況
- 5 証拠資料の有無

本職は, 年 月 日 午 時 分, 被疑者を 警察署  
司法警察員に引致した。

【備考 特別な事情により引致が遅れたときは, その理由】

上記引致の日

警察署

司法

㊟

本職は, 年 月 日 午 時 分, 被疑者を関係書類等とともに,  
検察庁 検察官に送致する手続をした。

上記送致の日

警察署

司法警察員

㊟

上記は, 身柄を送致した通常の場合に用いる。

本職は, 年 月 日 午 時 分, 被疑者を釈放した。

上記釈放の日

警察署

司法警察員

㊟

上記は, 送致前に身柄を釈放した場合に用いる。

本職は、年 月 日 午 時 分、被疑者を 警察署  
において、 警察署司法 に引き渡した。  
上記引渡しの日 警 察 署  
司法 ㊥

本職は、上記日時場所において、上記被疑者の引渡しを受け、年 月 日  
午 時 分、これを 警察署司法警察員に引致した。  
【備考 特別な事情により引致が遅れたときは、その理由】  
上記引致の日 警 察 署  
司法 ㊥

- 1 上記は、引致前の身柄引渡しの場合に用いる。
- 2 検察官の指揮を受け逮捕した身柄を引き渡す場合も、これに準ずる。

## 通常逮捕手続書(乙)

下記被疑者に対する 被疑事件につき,被疑事実の要旨  
及び逮捕状が発せられている旨を告げて被疑者を逮捕した手続は,次のとおり  
である。

### 記

- 1 被疑者の住居,職業,氏名,年齢
- 2 逮捕の年月日時  
年 月 日 午 時 分
- 3 逮捕の場所
- 4 逮捕時の状況
- 5 証拠資料の有無

本職は, 年 月 日 午 時 分,被疑者を 警察署  
司法警察員に引致した。

【備考 特別な事情により引致が遅れたときは,その理由】

上記引致の日

警察署

司法

㊟

年 月 日 付け 裁判所 裁判官 が発した  
逮捕状は, 年 月 日 午 時 分, 警察署において,  
本職が被疑者に示した。

上記逮捕状を示した日

警察署

司法

㊟

本職は, 年 月 日 午 時 分,被疑者を関係書類等とともに,  
検察庁 検察官に送致する手続をした。

上記送致の日

警察署

司法警察員

㊟

上記は,身柄を送致した通常の場合に用いる。



本職は、 年 月 日 午 時 分、被疑者を釈放した。  
上記釈放の日  
警察署  
司法警察員 ㊟

上記は、送致前に身柄を釈放した場合に用いる。

本職は、 年 月 日 午 時 分、被疑者を 警察署  
において、 警察署司法 につき渡した。  
上記引渡しの日  
警察署  
司法 ㊟

本職は、上記日時場所において、上記被疑者の引渡しを受け、 年 月 日  
午 時 分、これを 警察署司法警察員に引致した。  
【備考 特別な事情により引致が遅れたときは、その理由】  
上記引致の日  
警察署  
司法 ㊟

- 1 上記は、引致前の身柄引渡しの場合に用いる。
- 2 検察官の指揮を受け逮捕した身柄を引き渡す場合も、これに準ずる。

## 緊急逮捕手続書

下記被疑者に対する 被疑事件につき、被疑事実の要旨及び急速を要し逮捕状を求めることができない旨を告げて被疑者を逮捕した手続は、次のとおりである。

### 記

- 1 被疑者の住居，職業，氏名，年齢
- 2 逮捕の年月日時  
年 月 日 午 時 分
- 3 逮捕の場所
- 4 罪名，罰条
- 5 被疑事実の要旨
- 6 被疑者が5の罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由
- 7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由
- 8 逮捕時の状況
- 9 証拠資料の有無

本職は、年 月 日 午 時 分、被疑者を 警察署  
司法警察員に引致した。

【備考 特別な事情により引致が遅れたときは、その理由】

上記引致の日

警察署

司法

㊦

本職は、年 月 日 午 時 分、 裁判所  
裁判官に対し、上記被疑者に対する逮捕状を請求した結果、年 月 日、  
裁判所 裁判官 から逮捕状が発せられた。

上記逮捕状発付の日

警察署

司法

㊦

本職は、 年 月 日 午 時 分、被疑者を関係書類等とともに、  
 検察庁 検察官に送致する手続をした。  
 上記送致の日  
 警察署  
 司法警察員 ㊟

上記は、身柄を送致した通常の場合に用いる。

本職は、 年 月 日 午 時 分、被疑者を釈放した。  
 上記釈放の日  
 警察署  
 司法警察員 ㊟

上記は、送致前に身柄を釈放した場合に用いる。

本職は、 年 月 日 午 時 分、 裁判所  
 裁判官に対し、上記被疑者に対する逮捕状を請求した結果、 年 月 日、  
 裁判所 裁判官 から逮捕状が発せられた。  
 上記逮捕状発付の日  
 警察署  
 司法 ㊟

本職は、 年 月 日 午 時 分、被疑者を 警察署  
 において、 警察署司法 に引き渡した。  
 上記引渡しの日  
 警察署  
 司法 ㊟

本職は、上記日時場所において、上記被疑者の引渡しを受け、 年 月 日  
 午 時 分、これを 警察署司法警察員に引致した。  
 【備考 特別な事情により引致が遅れたときは、その理由】  
 上記引致の日  
 警察署  
 司法 ㊟

上記は、引致前の身柄引渡しの場合に用いる。

## 逮捕状請求書(乙)

年 月 日

裁判所  
裁判官 殿

警察署  
司法 印

下記被疑者に対し、被疑事件につき、  
逮捕状の発付を請求する。

### 記

1 被疑者

氏 名  
年 齢 年 月 日生 ( 歳)  
職 業  
住 居

2 逮捕の年月日時及び場所

年 月 日 午 時 分

3 引致の年月日時及び場所

年 月 日 午 時 分

4 逮捕者の官公職氏名

警察署 司法 印

5 引致すべき官公署又はその他の場所

6 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかった理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に捜査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

9 被疑事実の要旨

(注意) 引致前に請求する場合は、「引致すべき官公署又はその他の場所」欄に記載し、引致後に請求する場合は、「引致の年月日時及び場所」欄に記載すること。

## 現行犯人逮捕手続書(甲)

下記現行犯人を逮捕した手続は,次のとおりである。

記

1 被疑者の住居,職業,氏名,年齢

2 逮捕の年月日時

年 月 日 午 時 分

3 逮捕の場所

4 現行犯人と認めた理由及び事実の要旨

5 逮捕時の状況

6 証拠資料の有無

本職は, 年 月 日 午 時 分, 被疑者を 警察署  
司法警察員に引致した。

【備考 特別の事情により引致が遅れたときは,その理由】

上記引致の日

警察署

司法

㊟

本職は, 年 月 日 午 時 分, 被疑者を関係書類等とともに,  
検察庁 検察官に送致する手続をした。

上記送致の日

警察署

司法警察員

㊟

上記は,身柄を送致した通常の場合に用いる。

本職は, 年 月 日 午 時 分, 被疑者を釈放した。

上記釈放の日

警察署

司法警察員

㊟

上記は,送致前に身柄を釈放した場合に用いる。

(注意) この手続書の末尾に,検察官が送致を受けた年月日時を記載し記名押印することができる余白を残しておくこと。

## 現行犯人逮捕手続書（乙）

年 月 日 午 時 分,

において、下記現行犯人を受け取った手続は、次のとおりである。

### 記

- 1 逮捕者の住居、職業、氏名、年齢
- 2 被疑者の住居、職業、氏名、年齢
- 3 逮捕の年月日時  
年 月 日 午 時 分
- 4 逮捕の場所
- 5 現行犯人と認めた理由及び事実の要旨
- 6 逮捕時の状況
- 7 証拠資料の有無

本職は、年 月 日 午 時 分、被疑者を 警察署  
司法警察員に引致した。

備考 1 特別な事情により引致が遅れたときは、その理由  
2 逮捕者の署名押（指）印が得られなかったときは、その理由

上記引致の日

警察署

司法

㊟

逮捕者

㊟

本職は、年 月 日 午 時 分、被疑者を関係書類等とともに、  
検察庁 検察官に送致する手続をした。

上記送致の日

警察署

司法警察員

㊟

上記は、身柄を送致した通常の場合に用いる。

本職は、 年 月 日 午 時 分、被疑者を釈放した。

上記釈放の日

警 察 署

司法警察員



上記は、送致前に身柄を釈放した場合に用いる。

(注意) この手続書の末尾に、検察官が送致を受けた年月日時を記載し記名押印することができる余白を残しておくこと。

<b>弁 解 録 取 書</b>	
住 居	
職 業	
氏 名	
年 月 日生 ( 歳)	
本職は、	年 月 日午 時 分頃、
	警察署
において、上記の者に対し、	
	記載の犯罪事実の要旨及び
別紙記載の事項につき告知及び教示した上、弁解の機会を与えたところ、任意	
次のとおり供述した。	
1	
【弁解録取書の結びの記載は、次の書式による。】	
	印
以上のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名	
	印した。
前 同 日	
警 察 署	
司法警察員	
	印

○ ○ ○ 警 察

黒 刷 り



別紙（甲）

- 1 あなたは、<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>せんにな</sup>を選任することができます。
- 2 あなたに<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>ぼあい</sup>がない<sup>みずか</sup>場合に<sup>ひよう</sup> 自らの費用<sup>べんごにん</sup>で<sup>せんにな</sup> 弁護人<sup>せんにな</sup>を選任したいときは、  
<sup>べんごし</sup> 弁護士<sup>べんごしほうじん</sup> 又は<sup>べんごしかい</sup> 弁護士会<sup>してい</sup>を<sup>もう</sup> 指定<sup>で</sup>して<sup>もう</sup> 申し出<sup>で</sup>ることができます。その  
<sup>もうしで</sup> 申出<sup>しほうけいさついん</sup>は、<sup>そうち</sup> 司法警察員<sup>ぼあい</sup>（<sup>けんさつかん</sup> 送致された場合は検察官）か、あなたが<sup>りゆうち</sup> 留置されて  
<sup>しせつ</sup> いる<sup>せきにんしや</sup> 施設<sup>けいじしせつ</sup>の責任者<sup>ちようも</sup>（<sup>りゆうちぎようむかんりしや</sup> 刑事施設<sup>また</sup>の長若しくは留置業務管理者）又はその代  
<sup>りしや</sup> 理者<sup>たい</sup>に対して<sup>たい</sup> することができます。
- 3 あなたが、<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>べんごにん</sup>又は<sup>べんごし</sup> 弁護人<sup>せつけん</sup>となろうとする<sup>べんごし</sup> 弁護士<sup>せつけん</sup>と<sup>もう</sup> 接見<sup>もう</sup>したいことを申  
<sup>で</sup> し出れば、<sup>ただ</sup> 直ちにその<sup>むね</sup> 旨<sup>もの</sup>をこれらの<sup>れんらく</sup> 者に連絡<sup>れんらく</sup>します。

別紙（乙）

- 1 あなたは、<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>せんにな</sup>を選任することができます。
- 2 あなたに<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>ばあい</sup>がない<sup>みずか</sup>場合に<sup>ひよう</sup> 自らの費用<sup>べんごにん</sup>で<sup>せんにな</sup> 弁護人<sup>せんにな</sup>を選任したいときは、  
<sup>べんごし</sup> 弁護士<sup>べんごしほうじんまた</sup>、<sup>べんごしかい</sup> 弁護士法人<sup>してい</sup>又は<sup>もう</sup> 弁護士会<sup>で</sup>を指定して<sup>もうしで</sup> 申し出ることができます。その  
<sup>もうしで</sup> 申出は、<sup>しほうけいさつじん</sup> 司法警察員<sup>そうち</sup>（<sup>ばあい</sup> 送致<sup>けんさつかん</sup>された場合は<sup>けんさつかん</sup> 検察官）か、あなたが<sup>りゆうち</sup> 留置<sup>りゆうち</sup>されて  
いる<sup>しせつ</sup> 施設<sup>せきになしや</sup>の<sup>けいじしせつ</sup> 責任者<sup>ちようも</sup>（<sup>りゆうちぎようむかんりしや</sup> 刑事施設<sup>また</sup>の<sup>だい</sup> 長若しくは<sup>りゆうちぎようむかんりしや</sup> 留置業務<sup>また</sup> 管理者）又はその代  
<sup>りしや</sup> 理者<sup>たい</sup>に対して<sup>りしや</sup> することができます。
- 3 あなたが、<sup>ひ</sup> 引き続き<sup>こうりゆう</sup> 勾留<sup>せいきゆう</sup>を<sup>ばあい</sup> 請求<sup>ひんこんとう</sup>された<sup>じゆう</sup> 場合<sup>じゆう</sup>において<sup>ひんこんとう</sup> 貧困等<sup>じゆう</sup>の<sup>じゆう</sup> 事由<sup>じゆう</sup>により  
<sup>みずか</sup> 自ら<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>せんにな</sup>を選任<sup>せんにな</sup>することができないときは、<sup>さいばんかん</sup> 裁判官<sup>たい</sup>に対して<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>せん</sup>の<sup>せん</sup> 選  
<sup>にん</sup> 任<sup>せいきゆう</sup>を<sup>せいきゆう</sup> 請求<sup>せいきゆう</sup>することができます。裁判官<sup>さいばんかん</sup>に対して<sup>たい</sup> 弁護人<sup>べんごにん</sup>の<sup>せんにな</sup> 選任<sup>せいきゆう</sup>を<sup>せいきゆう</sup> 請求<sup>せいきゆう</sup>するに  
<sup>しりよくしんこくしよ</sup> は<sup>ていしゆつ</sup> 資力<sup>ていしゆつ</sup> 申告書<sup>ていしゆつ</sup>を<sup>しりよく</sup> 提出<sup>まんえんい</sup>しなければなりません。あなたの<sup>しりよく</sup> 資力<sup>まんえんい</sup>が<sup>まんえんい</sup> 50万円<sup>まんえんい</sup>以  
<sup>じよう</sup> 上<sup>じよう</sup>であるときは、あらかじめ、<sup>べんごしかい</sup> 弁護士会<sup>べんごにん</sup>に<sup>せんにな</sup> 弁護人<sup>もうしで</sup>の<sup>もうしで</sup> 選任<sup>もうしで</sup>の<sup>もうしで</sup> 申出<sup>もうしで</sup>をしていな  
ければなりません。
- 4 あなたが、<sup>べんごにんまた</sup> 弁護人<sup>べんごにん</sup>又は<sup>べんごにん</sup> 弁護人<sup>べんごし</sup>となろうとする<sup>べんごし</sup> 弁護士<sup>せつけん</sup>と<sup>せつけん</sup> 接見<sup>せつけん</sup>したい<sup>せつけん</sup> ことを<sup>もう</sup> 申  
<sup>で</sup> 出<sup>ただ</sup>れば、<sup>ただ</sup> 直<sup>むね</sup>ちに<sup>むね</sup> その<sup>もの</sup> 旨<sup>れんらく</sup>を<sup>れんらく</sup> これらの<sup>れんらく</sup> 者<sup>れんらく</sup>に<sup>れんらく</sup> 連絡<sup>れんらく</sup>します。

# 指 定 書

年 月 日

殿

警 察 署

司 法

㊟

捜査のため必要があるので、被疑者との接見又は書類若しくは物の授受に関し、下記のとおり指定します。

記

1 接見等の日時及び時間

年 月 日 午 時 分から 午 時 分までの間に 間

2 接見等の場所

3 備 考

<h1 style="margin: 0;">任 意 提 出 書</h1>				
警 察 署			年 月 日	
司 法	殿			
	住 居			
	職 業		(電話 )	
	氏 名		( 歳 ) ①	
下記物件を任意に提出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。				
<b>提 出 物 件</b>				
番号	品 名	数量	提出者処分意見	備 考

(注意) 1 還付不要の物件には、提出者処分意見欄に必ず「所有権を放棄する。」旨明記させること。  
2 物件が電磁的記録に係る記録媒体であり、提出者が記録媒体の所有者でない場合において、電磁的記録について所有に属するものとみなされる権利（刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第 1 条の 2 参照）が提出者に帰属し、提出者が同権利を放棄する意思を表明したときは、提出者処分意見欄に、必ず、記録媒体の処分意見を明記させた上、「電磁的記録についての権利を放棄する。」旨明記させること。

年 領第 号

領置調書(甲)

差出人  
住居, 氏名

年 月 日

警察署

司法

㊦

被疑者 に対する 被疑事件につき,  
本職は, 年 月 日,  
において, 差出人が任意に提出した下記目録の物件を領置した。

押 収 品 目 録

符号	番号	品 名	数量	所有者の住居, 氏名	備 考
	1				


- (注意) 1 符号は, 証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号である。  
2 検察官に送らないで処分したものについては, その旨を備考欄に記載すること。  
3 上部欄外の領置番号は, 検察庁で記入する。

## 領 置 調 書 (乙)

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
 本職は、 年 月 日、  
 において、 が遺留したものと認められる下記目録の物件を  
 発見したので、これを領置した。  
 立会人 (住居, 職業, 氏名, 年齢)

### 押 収 品 目 録

符号	番号	品 名	数量	遺留者の住居, 氏名	所有者の住居, 氏名	備考
	1					

- (注意) 1 符号は、証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号である。  
 2 検察官に送らないで処分したものについては、その旨を備考欄に記載すること。  
 3 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

捜索  
差押 許可状請求書  
検 証

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

司法警察員

印

下記被疑者に対する 被疑事件につき、  
許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生（ 歳）

2 差し押さえるべき物

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨

(注意) 1 被疑者の氏名、年齢又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。  
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

## 記録命令付差押許可状請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

司法警察員

㊟

下記被疑者に対する 被疑事件につき，  
記録命令付差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生（ 歳）

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

4 7日を超える有効期間を必要とするときは，その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは，その旨及び事由

6 犯罪事実の要旨

（注意） 被疑者の氏名，年齢又は名称が明らかでないときは，不詳と記載すること。



# 捜 索 調 書 (甲)

年 月 日

警 察 署

司 法

印

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官  
の発した捜索許可状を 示して、下記のとおり捜索をした。

記

1 捜索の日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 捜索の場所、身体又は物

3 捜索の目的たる人又は物

4 捜索の立会人 (住居、職業、氏名、年齢)

5 捜索の経過

(注意) 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索の経過欄に記載すること。  
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかつたときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

## 捜 索 調 書 (乙)

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、その  
現場において、下記のとおり捜索をした。

### 記

1 捜索の日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 捜索の場所、身体又は物

3 捜索の目的たる物

4 捜索の立会人 (住居、職業、氏名、年齢)

5 捜索の経過

## 被 疑 者 捜 索 調 書

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により逮捕するため、下記のとおり  
被疑者の捜索をした。

### 記

1 捜索の日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 捜索の場所

3 捜索の立会人 (住居, 職業, 氏名, 年齢)

4 捜索の経過

(注意) 急速を要し立会人を立ち合わせなかったときは、その理由を捜索の立会人欄に具体的に記載すること。

# 捜 索 証 明 書

年 月 日

殿

警 察 署

司 法

印

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
年 月 日 において、  
本職が行った捜索については、証拠物又は没収すべきものがなかったことを証明し  
ます。

# 差 押 調 書 (甲)

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官  
の発した差押許可状を に示して、下記のとおり差押え  
をした。

## 記

1 差押えの日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 差押えの場所

3 差押えの目的たる物

4 差押えの立会人 (住居, 職業, 氏名, 年齢)

5 差押えをした物

別紙押収品目録記載のとおり

6 差押えの経過 (刑事訴訟法第 218 条第 2 項の規定による差押えをした場合又は同法第 222 条第 1 項において準用する同法第 110 条の 2 の規定による処分をした場合には, その旨及び経過)

(注意) 1 物件の所在発見場所, 発見者, 発見の経緯等は, できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。

2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかつたときは, その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格 A 4)

## 記録命令付差押調書

年 月 日

警察署

司法

印

被疑者 に対する 被疑事件につき，  
本職は， 年 月 日付け 裁判所  
裁判官 の発した記録命令付差押許可状を  
に示して，下記のとおり記録命令付差押えをした。

### 記

- 1 記録命令付差押えの日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 記録命令付差押えの場所
- 3 記録命令付差押えの立会人（住居，職業，氏名，年齢）
- 4 記録させ又は印刷させた電磁的記録
- 5 電磁的記録を記録させ又は印刷させた者
- 6 記録命令付差押えにより差押えをした物  
別紙押収品目録記載のとおり
- 7 記録命令付差押えの経過

（注意） やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは，その理由を付記すること。

（用紙 日本工業規格A4）

## 差 押 調 書 (乙)

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、  
その現場において、下記のとおり差押えをした。

### 記

- 1 差押えの日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 差押えの場所
- 3 差押えの目的たる物
- 4 差押えの立会人(住居, 職業, 氏名, 年齢)
- 5 差押えをした物  
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 差押えの経過(刑事訴訟法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には, その旨及び経過)

(注意) 物件の所在発見場所, 発見者, 発見の経緯等は, できるだけ具体的に差押えの経過欄に記載すること。

# 捜索差押調書（甲）

年 月 日

警察署

司法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官  
の発した捜索差押許可状を 以示して、下記のとおり  
捜索差押えをした。

## 記

- 1 捜索差押えの日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物
- 3 捜索の目的たる人又は捜索差押えの目的たる物
- 4 捜索差押えの立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 差押えをした物  
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 捜索差押えの経過（刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをした場合又は同法第222条第1項において準用する同法第110条の2の規定による処分をした場合には、その旨及び経過）

(注意) 1 物件の所在発見場所、発見者、発見の経緯等は、できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。  
2 やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格A4)



## 捜 索 差 押 調 書 ( 乙 )

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、  
その現場において、下記のとおり捜索差押えをした。

### 記

- 1 捜索差押えの日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 捜索差押えの場所、捜索した身体又は物
- 3 捜索差押えの目的たる物
- 4 捜索差押えの立会人 ( 住居, 職業, 氏名, 年齢 )
- 5 差押えをした物  
別紙押収品目録記載のとおり
- 6 捜索差押えの経過 ( 刑事訴訟法第 2 2 2 条第 1 項において準用する同法第 1 1 0 条の 2 の規定による処分をした場合には, その旨及び経過 )

( 注意 ) 物件の所在発見場所, 発見者, 発見の経緯等は, できるだけ具体的に捜索差押えの経過欄に記載すること。

押 収 品 目 録				被疑者	ほか 名	
符号	番号	品 名	数量	被差押人,差出人又は 遺留者の住居,氏名	所有者の住居, 氏 名	備考
	1					


- (注意) 1 符号は, 証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号である。
- 2 検察官に送らないで処分したものについては, その旨を備考欄に記載すること。
- 3 上部欄外の領置番号は, 検察庁で記入する。

赤  
刷  
り

様式第34号の1 押収物に付ける荷札

検察庁	
年領第 号	※符第 号
被疑者	※
差出人等	※
※	警察署送第 号

(注意) ※印の欄は警察署で記入すること。

様式第34号の2 押収物に付けるレッテル (大)

検察庁	
年領第 号	※符第 号
被疑者	※
差出人等	※
※	警察署送第 号

(注意) ※印の欄は警察署で記入すること。

様式第34号の3 押収物に付けるレッテル (小)

※ 署	検	年
領第 号	※符第 号	号

(注意) ※印の欄は警察署で記入すること。

様式第34号の4 押収物を入れる袋 (大)

検察庁	
年領第	号 ※符第 号
被疑者	※
差出人等	※
※	警察署送第 号

(注意) ※印の欄は警察署で記入すること。

様式第34号の5 押収物を入れる袋 (中)

検察庁	
年領第	号 ※符第 号
被疑者	※
差出人等	※
※	警察署送第 号

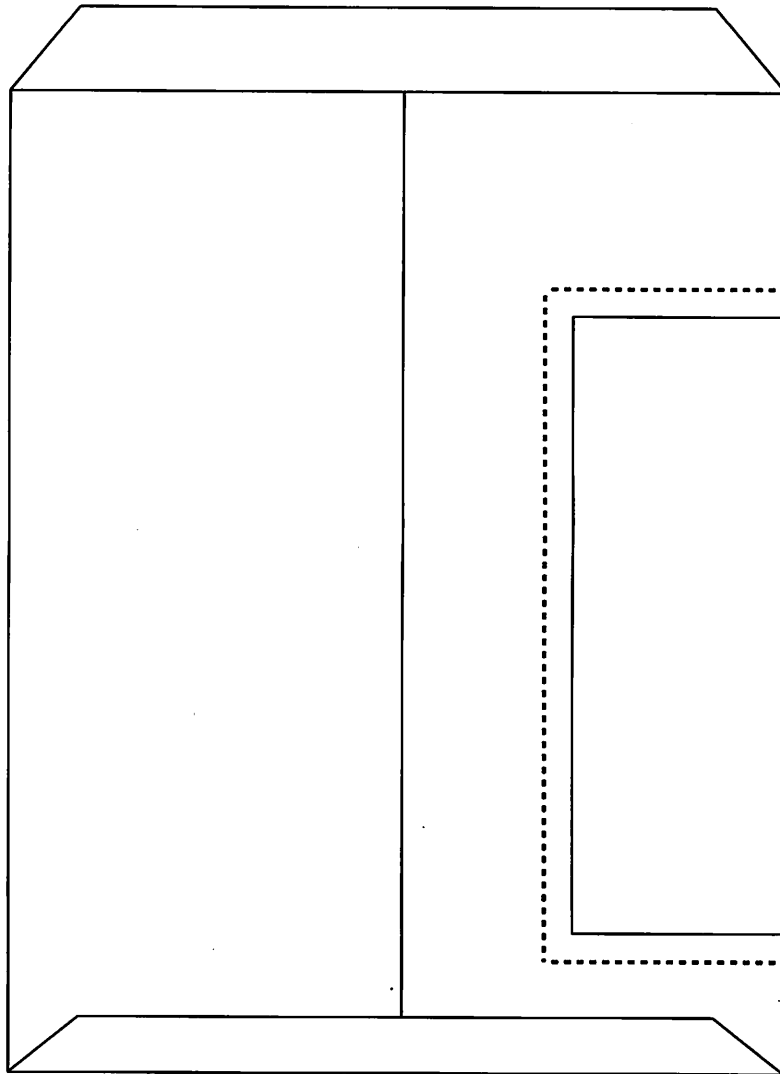
(注意) ※印の欄は警察署で記入すること。

様式第34号の6 押収物を入れる袋 (小)

検察庁	
年領第	号 ※符第 号
被疑者	※
差出人等	※
※	警察署送第 号

(注意) ※印の欄は警察署で記入すること。

(裏)



(表)

検 察 庁		
年 領 第      号		
年      月      日 受 入		
符 号	被 疑 者	
※	※	
※ 総金額	円	
※ 紙	壹 万 円	枚
	五 千 円	枚
	千 円	枚
	五 百 円	枚
	百 円	枚
		枚
		枚
		枚
		枚
		枚
※ 硬	五 百 円	個
	百 円	個
	五 拾 円	個
	五 円	個
	壹 円	個
※ 外国貨幣		個
計	枚 個	

差出人等 ※

※ 警察署送第 号

様式第34号の7(押収の貨幣を入れる封筒)

- (注意) 1 この封筒は換価代金以外の現金を送致する場合に使用すること。  
 2 ※印の欄は警察署で記入すること。

# 押収品目録交付書

年 月 日

殿

警察署

司法

印

被疑者

に対する

被疑事件につき、

年 月 日

において、

本職は、下記目録の物件を押収したので、この目録を交付します。

## 押 収 品 目 録

番号	品 名	数量	番号	品 名	数量

様式第36号

被疑者	
罪名	

# 所有権放棄書

年 月 日

警察署

司法

殿

住居

氏名

㊦

下記目録の物件について所有権を放棄します。

## 目 録

符 号	番 号	品 名	数 量	備 考
	1			


(注意) 符号は、証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号で、司法警察職員が記入するものである。

取扱者印

(用紙 日本工業規格 A 4)

赤  
刷  
り

被疑者	
罪名	

## 電磁的記録に係る権利放棄書

年 月 日

警察署

司法

殿

住居

氏名

㊟

下記目録の物件に係る電磁的記録について、

刑事訴訟法第123条第3項（第222条第1項において準用する場合を含む。）の規定による記録媒体の交付又は電磁的記録の複写の許可を受ける権利

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第1条の2の規定により所有に属するものとみなされる場合における権利

を放棄します。

### 目 録

符 号	番 号	品 名	数 量	備 考

- (注意) 1 符号は、証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号で、司法警察職員が記入するものである。  
 2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

取扱者印



様式第37号 (刑訴第222条,第123条,第124条,第220条)

被疑者	
罪名	

# 還付請求書

年 月 日

警察署

司法警察員

殿

住居

氏名

㊟

下記目録の物件の還付を受け、領収しました。

## 目 録

番 号	品 名	数 量	備 考
1			

取扱者印

様式第37号の2 (刑訴第222条,第123条,第220条)

被疑者	
罪名	

# 交 付 請 書

年 月 日

警 察 署

司法警察員

殿

住 居

氏 名

㊟

下記目録の物件の交付を受け、領収しました。

## 目 録

番 号	品 名	数 量	備 考

取扱者印

赤 刷 り

被疑者	
罪名	

様式第 37 号の 3 (刑訴第 222 条,第 123 条,第 220 条)

## 複写電磁的記録請書

年 月 日

警察署

司法警察員

殿

住居

氏名

㊦

下記目録の物件に移転された電磁的記録の複写を受け、領収しました。

### 目 録

番 号	品 名	数 量	備 考

取扱者印	
------	--

赤  
刷  
り

様式第38号 (刑訴第222条,第123条)

被疑者	
罪名	

# 仮 還 付 請 書

年 月 日

警 察 署

司法警察員

殿

住 居

氏 名

㊟

下記目録の物件の仮還付を受け、領収しました。必要なときはいつでも提出します。

## 目 録

符 号	番 号	品 名	数 量	備 考
	1			

(注意) 符号は、証拠金品総目録によって付ける押収物の整理番号で、司法警察職員が記入するものである。

取扱者印

様式第39号(刑訴第222条,第121条)

被疑者

罪名

# 保 管 請 書

年 月 日

警 察 署

司 法

殿

保 管 者

住 居

(電話 )

氏 名

印

下記物件を保管します。

保管する物

保管条件

(注意) 本書は2部作成させ、取扱者において確認の上押印し、1部を保管者に  
交付し、1部を記録につづること。

取扱者印

(用紙 日本工業規格A4)

赤  
刷  
り

# 検 証 調 書 (甲)

年 月 日

警 察 署

司 法

印

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官  
の発した検証許可状を 以示して、下記のとおり  
検証をした。

## 記

- 1 検証の日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 検証の場所又は物
- 3 検証の目的
- 4 検証の立会人（住居，職業，氏名，年齢）
- 5 検証の経過

(注意) やむを得ない理由により令状を示すことができなかったときは、その理由を付記すること。

(用紙 日本工業規格A4)

## 検 証 調 書 (乙)

年 月 日

警 察 署

司 法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、  
その現場において、下記のとおり検証をした。

### 記

- 1 検証の日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 検証の場所、身体又は物
- 3 検証の目的
- 4 検証の立会人（住居、職業、氏名、年齢）
- 5 検証の経過

(注意) 検証と同時に身体検査を行うときは、別に身体検査調書(乙)を作成することなく、この調書の相当欄に身体検査に関する事項も併せて記載することができる。

(用紙 日本工業規格A4)

# 身体検査令状請求書

年 月 日

裁判所

裁判官 殿

警察署

司法警察員

印

下記被疑者に対する 被疑事件につき、下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名

年 月 日生（ 歳）

2 身体検査を受ける者

氏 名

年 齢

年 月 日生（ 歳）性別

職 業

住 居

健康状態

3 身体検査を必要とする理由

4 検査すべき身体の部位

5 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨

（注意） 被疑者の氏名又は名称が明らかでないときは、不詳と記載すること。

（用紙 日本工業規格A4）



# 過料処分等請求書

年 月 日

裁判所 殿

警察署

司法

印

下記の者は、年 月 日付け 裁判所  
裁判官 が発した身体検査令状による身体検査を正当な理由がなく  
拒んだので、同人に対する過料処分及び拒絶により生じた費用 の  
賠償命令を請求する。

記

住 居

氏 名

年 月 日生（ 歳）

- (注意) 1 過料処分請求のみの場合には、賠償命令の部分を削ること。  
2 身体検査令状その他の疎明資料を添付すること。

# 身 体 検 査 調 書 ( 甲 )

年 月 日

警 察 署

司 法

印

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、 年 月 日付け 裁判所 裁判官  
の発した身体検査令状を下記被検査者に示して、下記のとおり身体  
検査をした。

## 記

- 1 身体検査の日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 身体検査の場所
- 3 身体検査を受けた者 ( 住居, 職業, 氏名, 年齢, 性別 )
- 4 身体検査の立会人 ( 住居, 職業, 氏名, 年齢 )
- 5 身体検査を必要とした理由
- 6 検査した身体の部位
- 7 身体検査の経過

# 身体検査調書 (乙)

年 月 日

警察署

司法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、刑事訴訟法第 条の規定により被疑者を逮捕するに当たり、  
その現場において、下記のとおり身体検査をした。

## 記

- 1 身体検査の日時  
年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
- 2 身体検査の場所
- 3 身体検査を受けた者 (住居, 職業, 氏名, 年齢, 性別)
- 4 身体検査の立会人 (住居, 職業, 氏名, 年齢)
- 5 身体検査を必要とした理由
- 6 検査した身体の部位
- 7 身体検査の経過

# 実況見分調書

年 月 日

警察署

司法

㊟

被疑者 に対する 被疑事件につき、  
本職は、下記のとおり実況見分をした。

記

1 実況見分の日時

年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで

2 実況見分の場所、身体又は物

3 実況見分の目的

4 実況見分の立会人(住居、職業、氏名、年齢)

5 実況見分の経過

# 捜 査 嘱 託 書

年 月 日

殿

警 察 署

司 法

㊟

捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答されたく嘱託します。  
なお、回答の際は本書を添付願います。

記

嘱 託 事 項

【嘱託警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

( 電話

)

# 捜査関係事項照会書

年 月 日

殿

警察署

司法

印

捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記

照 会 事 項

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

（電話

）

（注意）本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

## 前科照会書

年 月 日

地方検察庁 殿

警察署 ⑩

下記の者の前科を調査の上、回答されたく照会します。

記

本籍又は国籍

氏 名

年 月 日生

外国人登録 年 月登録 No.

【照会警察署の所在地】〒

【担当者氏名】

- (注意) 1 道交裁判の前科について調査を要する場合には、その旨を付記すること。  
2 写し一部を添付すること。

## 前科回答書

年 月 日

警察署 殿

上記の者の前科につき、下記のとおり回答します。

記

別紙前科調書（ ）のとおり

前科不見当

(取扱者印 )

(注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

(用紙 日本工業規格A4)

# 身上調査照会書

年 月 日

所轄市区町村長 殿

警察署長 ㊟

下記の者について、別添の身上調査照会回答書記載の事項を調査の上、各欄に記入して回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違があっても、同一人であると思われるときは、その旨を備考欄に記載し、その者につき各欄に記入願います。また、該当者がいないときは、その旨を備考欄に記入願います。

本籍が移動しているときは、移動先の市区町村役場へ転送願います。

記

氏 名

生年月日等

年 月 日生 (男・女)

本 籍

戸籍筆頭者氏名

備 考

【照会警察署の所在地】 〒

【担当者氏名】

(電話 )



# 身上調査照会回答書

年 月 日

警察署長 殿

(所轄市区町村長)

次の者に係る 年 月 日付け身上調査照会について、  
下記のとおり回答します。

氏 名			
生 年 月 日 等	年 月 日 生 (男・女)		
本 籍	現		
	旧	年 月 日 転籍	
出 生 地			
住 所	( 年 月 日 登録)		
死 亡 の 日	年 月 日		
破 産 の 有 無			
戸籍簿及び住民登録の通知に基づく家族			
続 柄	氏 名	生 年 月 日	住 所
備 考	(戸籍筆頭者氏名)		
		照会署担当者名	市区町村取扱者印

(注意) 1 回答に当たって戸籍謄本等を添付した場合には、氏名欄を除いて、同謄本等により判明している事項については、記載を要しない。

2 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

証 拠 金 品 総 目 録				被疑者	ほ か 名		
符 号	品 名	数 量	被差押人,差出人又は 遺留者の住居,氏名	所 有 者 の 住 居 , 氏 名	備 考		
					警 察	検 察 官	

(注意) 1 この目録は、検察官送致、保管委託（警察署保管を含む。）、仮還付の順序に記載し、符号は一連の整理番号とすること。ただし、保管委託及び仮還付のものについては、その旨備考（警察）欄に記載すること。  
 2 上部欄外の領置番号は、検察庁で記入する。

赤 刷 り

書類目録			被疑者		ほか名	
文書の標目	作成年月日	作成者	供述者	書類番号	検察官備考	

様式第53号 (刑訴第203条,第211条,第216条,第242条,第246条)

閱	主任検察官		

不効	通常	緊急	現行	告訴	告発	自首
----	----	----	----	----	----	----

**送 書**

送 ( ) 第 号  
年 月 日

検 察 庁  
殿  
警 察 署  
司法警察員 ㊟

下記被疑事件を送 する。

検 番 号 ----- 罪 名 , 罰 条	被疑者の住居, 氏名, 年齢等	前科	身上	逮捕の 日 時	身柄 連行
検 第 号 -----	住居 ふりがな 氏名  年 月 日生 ( 歳) 性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
検 第 号 -----	住居 ふりがな 氏名  年 月 日生 ( 歳) 性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
検 第 号 -----	住居 ふりがな 氏名  年 月 日生 ( 歳) 性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
捜査主任官の職氏名	警電				

(注意) 1 送致と送付に兼用する。  
2 左上欄外及び前科, 身上, 身柄連行欄の各該当部分に赤○を付け, かつ, 前科・身上照会中の場合は, 月日を記入すること。

1 犯罪発覚の端緒
2 余罪の有無
3 関連する事件につき、被疑者の氏名、逃走中、取調中、送致未送致の別、送致年月日等
4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見

関	主任検察官		

様式第54号(刑訴第203条,第216条,第242条,第246条)

追送書			
		送( )第	号
		年	月 日
検察庁			
殿			
警察署			
司法警察員			
㊟			
下記被疑事件を追送 する。			
検 番 号	追送致・付罪名, 罰条	被疑者の氏名	
検 第 号			
第1回の 送致・付	年 月 日	主任検察官	罪 名
	年 月 日		
1 関連する事件につき, 被疑者の氏名, 逃走中, 取調中, 送致未送致の別, 送致年月日等			
2 追送致・付犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見			
3 捜査主任官の職氏名			
警電			

(注意) 1 前に送致(付)した同一被疑者に対する余罪関連事件を追送致(付)する場合に用いること。  
2 事例に応じ, 該当文字を○で囲むこと。

(用紙 日本工業規格A4)

様式第55号 (刑訴第203条,第211条,第216条,第242条,第246条)

不拘束	通常	緊急	現行	告訴	告発	自首
-----	----	----	----	----	----	----

関	主任検察官		

**少年事件送書**

送 ( ) 第 号  
年 月 日

検 察 庁  
殿  
警 察 署  
司法警察員 ⑩

下記被疑事件を送 する。

検 番 号 罪 名 , 罰 条	被疑者の住居, 氏名, 年齢等	前科	身上	逮捕の 日 時	身柄 連行
検 第 号	住居 氏名 年 月 日生 ( 歳) 性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
検 第 号	住居 氏名 年 月 日生 ( 歳) 性別 外国人登録 年 月 No.	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無

保 護 者	氏名(名称又は商号及び代表者の氏名) 年 齢 職 業・少年との続柄 住居(主たる事務所又は本店の所在地)	年 月 日生 ( 歳)
	氏名(名称又は商号及び代表者の氏名) 年 齢 職 業・少年との続柄 住居(主たる事務所又は本店の所在地)	年 月 日生 ( 歳)

捜査主任官の職氏名	警電
-----------	----

- (注意) 1 送致と送付に兼用する。  
 2 左上欄外及び前科, 身上, 身柄連行欄の各該当部分に赤○を付け, かつ, 前科・身上照会中の場合は, 月日を記入すること。  
 3 保護者欄は, 被疑者の記載順に記載し, 保護者が法人の場合は, 年齢及び職業は空欄とする。

1 犯罪発覚の端緒
2 余罪の有無
3 関連する事件につき、被疑者の氏名、逃走中、取調中、送致未送致の別、送致年月日等
4 犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見



# 遅延事由報告書

年 月 日

検 察 庁

検 察 官 殿

警 察 署

司法警察員 ⑩

被疑者 に対する 被疑事件につき、

年 月 日 午 時 分、

において被疑者を逮捕したが、下記の事由により、  
刑事訴訟法第203条の定める時間の制限に従うことができなかったので  
報告する。

記

遅 延 事 由

# 関係書類追送書

年 月 日

検 察 庁  
検 察 官 殿

警 察 署  
司 法 警 察 員

㊦

下記被疑事件の関係書類を追送する。

被 疑 者 の 氏 名	
送 致 ・ 付 年 月 日	年 月 日
送 致 ・ 付 罪 名	
主 任 検 察 官	

## 追 送 書 類 目 録

文 書 の 標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	供 述 者	書 類 番 号	検 察 官 備 考

(注意) 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

# 収 容 状

年 月 日

警 察 署

司法警察員

印

次の者を刑事訴訟法第485条に基づき 検察庁  
検察官 の指揮により、下記の刑の執行のため収容する。

氏 名  
年 齢 年 月 日生 ( 歳 )  
職 業  
本 籍  
住 居

## 記

### 1 裁 判

罪 名

言渡し裁判所

裁 判 所

言渡しの日

年 月 日

確定の日

年 月 日

刑名刑期

### 2 時効期間満了の日

年 月 日

### 3 引致すべき官署

検 察 庁

### 4 執行した日時

年 月 日 午 時 分

### 5 執行した場所

### 6 執行することができなかつたときは、その事由

### 7 取扱者の官公職氏名

### 8 参考事項

# 保 全 要 請 書

年 月 日

殿

警 察 署

司法警察員

㊟

差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるので、下記のとおり、通信履歴の電磁的記録を消去しないよう、刑事訴訟法第197条第3項によって求めます。

なお、みだりにこの求めに関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記

1 消去しないよう求める通信履歴の電磁的記録

2 消去しないよう求める期間

年 月 日まで

（注意）本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

# 保全要請期間延長通知書

年 月 日

殿

警察署

司法警察員

印

年 月 日付け保全要請書により、消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき、特に必要があるので、下記のとおり、刑事訴訟法第197条第4項によって、消去しないよう求める期間を延長します。

記

1 消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録及びその期間

2 延長する期間

年 月 日まで

3 備考

# 保全要請取消書

年 月 日

殿

警察署

司法警察員

㊟

年 月 日付け保全要請書により，消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録につき，保全する必要がなくなったので，下記のとおり，刑事訴訟法第197条第3項によって，その求めを取り消します。

## 記

1 消去しないよう求めた通信履歴の電磁的記録

2 備考